

法律相談

弁護士 楠田 勇爾

●ご質問・ご相談は協会事務局までよせください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、労働・労務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

「後遺障害」について

Q

交通事故による後遺障害について教えていただきたいのですが。

A

今回のご質問は交通事故による後遺障害についてです。1 交通事故による損害として、被害者に後遺障害が残された（へんな表現ですが）場合の損害について申し上げます。2 後遺障害といつても、最も軽い14級から最も重い1級まであり、一律に論ずることはできません。しかし、程度の差はある、身体に機能の障害を残す訳ではありますから、それぞれの後遺障害の実態に応じた損害が認められます。要約するならば、後遺障害による（1）逸失利益、（2）慰謝料および（3）日常生活における支障の回復のための設備等です。3 後遺障害による逸失利益とは、後遺障害が存することによって労働能力の全部または一部が失われたことによる減収（収入減）のことになります。自賠法（自動車損害賠償保障法）施行令の別表に1級から14級までが定められており、それぞれの等級に応じた労働能力喪失率が決まっております。

〔自動車損害賠償責任保険（共済）損害査定要綱〕

1級	100%	5級	79%	9級	35%	13級	9%
2級	100%	6級	67%	10級	27%	14級	5%
3級	100%	7級	56%	11級	20%		
4級	92%	8級	45%	12級	14%		

4 後遺障害による逸失利益は一般的には上記によっておりますが、被害者の職業や年齢によってはこれと異なる労働能力喪失率となることもあります。5 労働能力喪失はいつまで続くのかが問題です。就労可能時間（年数）は、満67歳までとされております。ただ、被害者が高齢者の場合は平均余命の2分の1を就労可能年数とします。6 ただし、後遺障害による労働能力喪失の期間が等級に応じて概ね決められております。後遺障害というのは、これ以上治療を続けても全快しないで何らかの障害を残すという被害者には真に気の毒な結

果を生ずることであり（これを症状固定といいます）、一生治らないということではあります、後遺障害の程度と内容によっては、一定期間経過すれば機能障害が消失することもあり、あるいは後遺障害は存するけれども日常の起居動作で機能が回復されることもあり得るということから、後遺障害による機能障害は必ずしも一生続くとは考えない訳であります。7 また、後遺障害による労働能力喪失の程度すなわち労働能力喪失率が年とともに軽減するという考え方もあります。例えば、11級の後遺障害で言いますと、当初何年間は20%の労働能力喪失であるが、5~7年ぐらいで15%程度に、更に5~7年ぐらいで10%程度にというように、段階的に労働能力喪失率を考えることもあります。8 逸失利益は、将来の何年かの損害は（減収）を現時点で引き直して計算しますので、将来分について中間利息を控除しなければなりません。将来X年間後遺障害が継続するからといって労働能力喪失額（年収×労働能力喪失率）に単純にXを乗じるというのではなく、将来分の先取りになってしまいます。そこで、現在価格に引き直すのに中間利息を控除する訳でありますが、その方法に、単利で計算する方法（ホフマン方式）と複利で計算する方法（ライピニツツ方式）とがあります。9 減収の基礎となる収入（年収）はどうするか。これは、休業損害や被害者死亡の場合の逸失利益に共通する問題ですので、休業損害のところで詳しく述べたいと思います。簡単に言いますと、給与所得者は給与の額によります。個人事業者は所得申告によるものが一般的でありますが、所得申告が必ずしも収入を正確に反映しないこともあります。裁判所でも収入の算定に苦労します（脱税を容認するということではありません）。無職者や若年者・幼児の場合、主婦の場合は賃金センサスの平均賃金によっております（ただし、無職者の場合は全部が全部ではない。無職の状態や原因にもあります）。10 このように、後遺障害による逸失利益についても、裁判における創意・工夫の積み重ねで、だいたいの計算方法が確立されております。11 次回は、後遺障害による慰藉料と日常生活における支障の回復のための設備等について申し上げたいと思います。